

国と地方の協議の場に関する法律の概要

概要

① 構成・運営

・議員

国：内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、
内閣総理大臣が指定する国務大臣
《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》

地方：地方六団体代表（各1人）《副議長を互選》

・臨時の議員

議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長

・内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

- ・国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ・地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ・経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

③ 招集等

- ・内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可）
- ・議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会

分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

⑤ 国会への報告

議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

⑥ 協議結果の尊重

協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

⑦ 施行期日

公布の日（平成23年5月2日）

イメージ

